

1103テキスト「上級チェーンソー作業者の安全ガイド」変更箇所  
令和7年9月改訂3版第5刷 → 令和8年4月改訂3版第6刷

頁	行数等	修正（訂正）部分	変更修正（訂正）内容
8	上から7行目～9行目	林業労働災害の発生件数は減少傾向 近年、林業は労働者の減少～令和4年は1,100件台で推移している。図-1に示すとおり、平成15年では61人件であった死亡者数が、平成30年～令和3年までは30件台、令和4年は20件台となっている。	林業労働災害の発生件数は減少傾向 近年、林業は労働者の減少～令和4年からは1,100件台で推移している。図-1に示すとおり、平成15年では61人件であった死亡者数が、平成30年～令和3年までは30件台、 <b>令和4年～5年は20件台となっていたが、令和6年には再び30件台となった。</b>
8	中段	図-1 林業における労働災害(グラフと表)	図-1 林業における労働災害(グラフと表) <b>(直近データへ更新)</b>
9	上段～中段	図-2 産業別死傷年千人率の推移(グラフと表)	図-2 産業別死傷年千人率の推移(グラフと表) <b>(直近データへ更新)</b>
9	下段	表-1 産業別労働者死傷災害発生率(令和2年～令和4年)	表-1 産業別労働者死傷災害発生率( <b>令和3年～令和5年</b> ) <b>(直近データへ更新)</b>
10	上段	令和4年の災害発生状況 令和4年の林業死亡労働災害の発生状況は表-2のとおり、伐木造材作業は2件(前年比)減少し17件、死亡労働災害の60.7%を占め、これを過去5年間でみても、62.0%と6割以上を占めている。(表-2)。	令和5年の災害発生状況 令和5年の林業死亡労働災害の発生状況は表-2のとおり、伐木造材作業は1件(前年比)減少し16件、死亡労働災害の55.2%を占め、これを過去5年間でみても、61.5%と6割以上を占めている。(表-2)。
10	上段	表-2 林業における作業別死亡労働災害発生状況(平成29年～令和4年)	表-2 林業における作業別死亡労働災害発生状況( <b>令和元年～令和5年</b> ) <b>(直近データへ更新)</b>
10	中段	令和4年の伐木造材作業における死亡労働災害の発生状況を形態別にみると、チェーンソーによる伐木作業では、自己伐倒の件数が11件と前年より4件減少、他人伐倒は1件と前年より1件減少した。伐木等機械による伐木作業の災害が2件となった。(表-3)。	令和5年の伐木造材作業における死亡労働災害の発生状況を形態別にみると、チェーンソーによる伐木作業では、自己伐倒の件数が6件と前年より5件減少、他人伐倒は3件と前年より2件増加した。伐木等機械による伐木作業の災害が2件となった。(表-3)。
10	下段	表-3 伐木造材作業における死亡労働災害発生状況	表-3 伐木造材作業における死亡労働災害発生状況 <b>(直近データへ更新)</b>
131	下から8行目	目立ては、丸ヤスリや角ヤスリで行いますが、チップー型とは異なる方法となります。	目立ては、 <b>チゼルカッター用にデザインされたダブルベベル、六角等の特殊なやすりのみを使用して下さい。</b>
209	下から17行目	第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	第4条 <b>労働者及び労働者以外の者で労働者と同じの場所において仕事の作業に従事するものは</b> 、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。
210	上から4行目	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第26条 <b>労働者及び労働者と同じの場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は</b> 、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
210	上から6行目	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により <b>労働者及び労働者と同じの場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者</b> が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
211	第62条の後に	(新設)	<b>(高齢者の労働災害防止のための措置)</b> 第62条の2 <b>事業者は、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。</b> 2 <b>厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</b> 3 <b>厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。</b>
211	上から18行目	第11章 雑則 (書類の保存等) 第103条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第3項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。  2 <b>登録製造時等検査機関等は</b> 、厚生労働省令で定めるところにより、 <b>製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。</b>	第11章 雑則 (書類の保存等) 第103条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の <b>規定(第57条の2第4項及びこれに基づく命令の規定を除く。)</b> に基づいて作成した書類(次項及び第3項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。  2 <b>登録設計審査等機関等は</b> 、厚生労働省令で定めるところにより、 <b>設計審査等、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。</b>

